

- ・ 『化合物の物性』と呼ばれる範囲が出題項目に入っていない。具体的には、物質の状態変化、屈折率、比重と密度、誘電率、SI単位など。これらの範囲は、基本的な物質の特徴を理解する場合やデータの分析をする際に必要不可欠なものと考えられるので、出題項目に入れる必要がある。

(ご意見に対する考え方)

原案のままいたしますが、他の項目でご指摘の内容が出題され得ると考えます。

【別表Ⅱ 衛生】

《27》

- ・ 衛生の知識は最小限にしてください。臨床薬剤師に必要な範囲で。医学部の公衆衛生程度で十分です。

(ご意見に対する考え方)

出題の対象とすべき内容と考え、原案のままいたします。

《28》

- ・ 小項目「生活習慣病とその予防」に、メタボリックシンドロームという言葉がどこかに出てきて良い。

(ご意見に対する考え方)

原案のままいたしますが、内容としては出題されると考えます。

【別表Ⅲ 薬理】

《29》

- ・ 中項目「循環器系に作用する薬」の小項目として「その他の循環器疾患治療薬」は不要。

(ご意見に対する考え方)

問題作成の趣旨が異なるため、原案のままいたします。

《30》

- ・ 小項目「代表的な精神疾患（統合失調症、うつ病など）」に代表的な精神疾患である「不安・神経症、躁病」も加えた方が良い。

(ご意見に対する考え方)

ご指摘を踏まえ、小項目の例示を「代表的な精神疾患（統合失調症、うつ病、神経症など）の～」と修正いたしました。

《31》

- ・ 小項目の例示「その他の消化性疾患の代表的な治療薬」という表現はあいまいなため、「(胃腸機能改善薬、鎮痙薬、瀉下薬、止瀉薬など)」と加筆すべき。

(ご意見に対する考え方)

原案のままいたしますが、内容としては出題され得ると考えられ、

問題作成にあたって参考にさせていただきます。

【別表Ⅳ 薬剤】

《32》

- ・ 小項目の例示「線形2-コンパートメントモデル、これに基づいた計算」については、これまでの国家試験では計算までは要求されていなかったもので、具体例が挙げるとわかりやすい。

(ご意見に対する考え方)

原案のままといえますが、薬剤師国家試験委員会における問題作成にあたっては出題内容の調整等を行います。

《33》

- ・ TDMは「治療薬物モニタリング」と表現することが適切。
- ・ 小項目の例示で「代表的な界面活性剤の種類と性質」とあるが、界面活性剤は界面活性剤とするほうが適切。
- ・ 小項目の例示で「日本薬局方の製剤に関連する試験法」、「日本薬局方の製剤に関連する代表的な試験法、品質管理への適用」があげられているが、重複があり、「日本薬局方の製剤に関連する代表的な試験法」、「品質管理への適用」の2項目にしたほうが適切。
- ・ 「徐放性製剤に用いられる製剤材料の種類と性質」があげられているが、放出制御製剤は徐放性製剤以外のものも含むため、「放出制御製剤に用いられる製剤材料の種類と性質」としたほうが、より適切。
- ・ 「血液-胎盤関門」は「胎盤関門」とすべき。
- ・ 大項目「薬物の体内動態」と中項目「薬物の体内動態」は同一であり、小項目「体内動態の変動要因」は総論であり、中項目「薬物の体内動態」と重複するため削除すべき。
- ・ 「製剤の吸収」は不適切なため、「製剤からの薬物の吸収」とすべき

(ご意見に対する考え方)

ご指摘を踏まえ修正いたしました。

《34》

- ・ 小項目「その他のDDS」の例示中、「代表的な組換え医薬品」は、削除またはDDSの範疇に入れるべきではない。

(ご意見に対する考え方)

大、中、小項目の内容を踏まえて出題されるものと考えており、原案のままといえます。

《35》

- ・ 図を用いた出題が考えられるため、「○○、計算」は「○○とその計算」に表現を変更するほうが適切。
- ・ 小項目の例示「薬物血中濃度の代表的測定法」は測定法の何を問うのか(原理、意義、試料調製法等)を明確にするべき。
- ・ 小項目の例示で「分散粒子の沈降現象」があげられているが、「分散粒

子の安定性と沈降現象」としたほうが適切ではないか。

- ・ 中項目「薬物動態の解析」の中に、「ポピュレーションPK解析」、「薬効と薬物血中濃度の同時解析」が必要。
- ・ 製剤材料の中に「融解、昇華などに関する項」が必要。

(ご意見に対する考え方)

原案のままといたしますが、内容としては出題され得るものであり、出題の趣旨により検討される点と考えます。

《 3 6 》

- ・ 小項目の例示「代表的な薬物についてモデルデータからの投与計画」は他の例示と重複するため削除すべき。
- ・ 小項目の例示「粉末X線回折測定法の原理と利用法」は、物理領域の内容と重複するため削除すべき。
- ・ 小項目「物質の溶解」の例示「物質の溶解に対して酸・塩基反応が果たす役割」は、物理・化学・生物の出題と重複するため削除すべき。

(ご意見に対する考え方)

問題作成の趣旨が異なると考え、原案のままといたします。

【別表V 病態・薬物治療】

《 3 7 》

- ・ 禁煙治療に関する問題を出題すべき。

(ご意見に対する考え方)

原案のままといたしますが、内容としては出題されると考えます。

《 3 8 》

- ・ コアカリでは、「その他の疾患」として各小項目の最後に挙げられた疾患名については「代表的な病態」のみが求められており、病態のみに限定するべき。
- ・ 漢方や代替医療を薬物治療に入れるべき。
- ・ 皮膚疾患をもっと充実させるべき。
- ・ 透析患者の薬物治療を入れるべき。
- ・ 薬物治療に救急疾患入れるべき。

(ご意見に対する考え方)

原案のままといたしますが、ご指摘の内容については問題作成にあたり参考にさせていただきます。

《 3 9 》

- ・ 生化学などの分野では「タンパク質」で統一されているので、「タンパク尿」のほうが適切ではないか。
- ・ 高速性肺疾患は、拘束性肺疾患の間違い。
- ・ 副腎機能不全は、副腎機能異常症とするべき
- ・ 「閉塞性気道疾患(気管支喘息・肺気腫・慢性気管支炎)」を「慢性閉塞性肺疾患」とすべき。

- ・ 「溶結性連鎖球菌」は、「溶血性連鎖球菌」「溶血性レンサ球菌」とすべき。

(ご意見に対する考え方)

ご指摘を踏まえ修正いたしました。

《40》

- ・ 小項目の例示として「その他の疾患」とされているもの及び「長期療養に付随する合併症」は、頻度、内容的に「薬剤師として具備しなければならない基本的な知識、技能、態度を評価する問題」の対象にはならない。

(ご意見に対する考え方)

出題の対象とすべきと考え、原案のままといたします。

《41》

- ・ 代表的な疾患とは何を指すのか明確にしてください。
- ・ 小項目「治療」の例示「遺伝子治療と細胞製剤」は、広すぎるので、具体例が挙げるとわかりやすい。
- ・ 小項目「投与計画」の例示「ポピュレーションファーマコキネティクス」はその概念と応用性にとどめ、具体例が挙げるとわかりやすい。
- ・ 小項目の例示として「バイタルサインのとりかた(脈診、聴診、エコー)」を入れてください。
- ・ 血液系疾患の薬物治療に輸血治療を入れてください。
- ・ 小項目の例示に「胃食道逆流症」と「非アルコール性脂肪性肝疾患」を追加したほうが適切。
- ・ 異常妊娠だけでなく正常妊娠もいれてください。
- ・ 麻酔の薬物動態を含め、手術室での薬物治療を入れるべき。
- ・ 小項目に「薬効の性差」を追加し、(例示)として「性差医療」「病態の性差」「薬物動態の性差」「薬効・副作用の性差」を追加する。

(ご意見に対する考え方)

原案のままといたしますが、出題に際しては教科書等に根拠を求めるなど、受験者に混乱がないよう留意することが必要と考えます。

《42》

- ・ 「小項目」悪性腫瘍の病態と治療の中の「小項目の例示」にも記載されている。二度出てこないように整理した方がよい。
- ・ 小項目の例示「薬物治療に必要な患者基本情報」、「患者情報源」は、実務領域中の小項目「患者情報の重要性」に移動。

(ご意見に対する考え方)

大、中、小項目の内容を踏まえて出題されるものと考えており、原案のままといたします。

【別表Ⅵ 法規・制度・倫理】

《43》

- ・ 小項目の例示「ジェネリック医薬品の役割」を小項目「薬剤経済・医療統計」に分類するのは、出題内容がこの小項目に限定されかねないため、不適當。

(ご意見に対する考え方)

ご指摘を踏まえ、法規・制度・倫理領域内の中項目「医薬品開発」の中にも後発医薬品について記載しました。

《44》

- ・ 小項目の例示「保健師助産師看護師法」は不必要。
- ・ 小項目の例示「高齢者医療制度の仕組み」を薬剤師国家試験出題基準に加えるのは不適當

(ご意見に対する考え方)

出題の対象とすべき項目と考え、原案のままいたします。

《45》

- ・ 小項目の例示「登録認証機関」は、「登録認証制度」または「登録認証機関による認証」という例示に変更。

(ご意見に対する考え方)

薬事法上の記載を引用しているため、原案のままいたします。

《46》

- ・ 「倫理的責任」のベースとなるものを、具体的に明記すべき。
- ・ 例示に「地域薬局の役割」「セルフメディケーションにおける薬剤師の役割」とあるが具体的に何を指すのか不明。

(ご意見に対する考え方)

原案のままいたしますが、出題に際しては教科書等に根拠を求めるなど、受験者に混乱がないよう留意することが必要と考えます。

《47》

- ・ 小項目薬事法の例示に「店舗販売業」を加える。
- ・ 小項目「地域薬局・薬剤師」の例示に「医薬品の分類、医療用医薬品、一般用医薬品(OTC医薬品)」を入れる。
- ・ 小項目の例示に「公正な治験の推進を確保するための制度を説明できる」および「治験業務に携わる各組織の役割と責任を概説できる」を含めるべき。
- ・ 小項目の例示に「SOL」や「医療用医薬品プロモーションコード」が入っていない。
- ・ 中項目「医薬品の開発」に小項目「特許」を含めるべき。

(ご意見に対する考え方)

原案のままいたしますが、内容としては出題され得ると考えます。

《48》

- ・ 小項目の例示として、「新規医薬品の価格を決定する要因」は削除してよい。

(ご意見に対する考え方)

問題作成の趣旨が異なるため、原案のままいたします。